小樽市版

空き家ガイドブック

空き家の発生予防から管理、利活用、解体まで

「小樽市公式LINE案内人レッタくん」
勉強熱心なレッタくんと一緒に
空き家について学んでみよう。

OTARU AKIYA GUIDEBOOK 小樽市

令和６年５月改訂版 vol2.0（改正空家特措法対応）

はじめに・・・

近年、全国的に空き家※が増加しており、その中でも管理の行き届かない空き家が大きな社会問題となっております。しかし、あなたはどこかで自分には関係ないと考えていませんか？

それは大きな誤解です。現在、空き家を所有していなくても、将来あなたも空き家所有者（管理者）になる可能性があるのです。

このガイドブックは、現在空き家をお持ちの方はもちろん、将来空き家を所有するかもしれない方に、空き家を持ち続けること、手放すこと、相続することなどがどういう意味を持つのかを考えていただき、今後の判断の一助となるよう各種情報をまとめたものです。ぜひ、ご一読いただき、それぞれの空き家問題について解決策をご検討ください。

※空き家とは、空家特措法第2条第1項に規定されており、概ね1年以上住んでいない、又は使用されていない建物をいいます。

○住まいの終活を考えてみよう

START

建物をもっている → NO → 突然、相続人となる可能性も？
↳P6　相続について

↓ YES

空き家になっている → NO → 将来空き家になる可能性も?
↳P5　発生予防について

↓ YES

手放したい → NO → 管理する
↳P9、10、11　管理について

↓ YES

売りたい、貸したい → NO → 解体する
↳P14、15　解体について

↓ YES

売却・賃貸
↳P12　売却・賃貸について

もくじ

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

空き家について・・・・・・・・・・・・・・・・P3、4

発生予防について・・・・・・・・・・・・・・・P5

相続について・・・・・・・・・・・・・・・・・P6

登記について・・・・・・・・・・・・・・・・・P7、8

管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・P9、10、11

売却・賃貸について・・・・・・・・・・・・・・P12

流通・利活用について・・・・・・・・・・・・・P13

解体について・・・・・・・・・・・・・・・・・P14、15

家財等の整理・処分について・・・・・・・・・P16

空き家の税について・・・・・・・・・・・・・・P17

空き家に関する相談窓口一覧・・・・・・・・・P18